平成２６年（フ）第３８６号
仙台市青葉区愛子東５丁目12番18号
債務者　針生　敦子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５４号
茨城県土浦市真鍋５丁目４番８号　102
債務者　蛭田登美枝
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８０号
富山県氷見市伊勢大町２丁目18番17号、前住所富山県富山市八尾町大杉399番地９
債務者　谷口　絹代
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１００号
滋賀県近江八幡市西本郷町252番地25　203号、前住所滋賀県近江八幡市西本郷町東８番地10　401号・滋賀県東近江市五個荘竜田町509番地５
債務者　諸岡　和恵（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２８９号
兵庫県姫路市北条永良町254番地　Ｗボッチはしもと
債務者　寺尾　達也
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９１号
奈良市千代ケ丘３丁目７番地の25　ガーデンパークＥ102号
債務者　奥田　真弓
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２８４９号
大阪市東住吉区山坂５丁目14番７―812号
債務者　三好　正治
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１６８号
大阪市住之江区北島２丁目８番９―307号
債務者　渡辺　英幸
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１４号
横浜市南区三春台116番地５　103号
債務者　松浦詳一郎
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１１５号
横浜市港北区新吉田東７丁目７番８号　ベルエトワール205
債務者　眞島　　彩
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０２号
横浜市旭区上白根町112番地　市営グリーンヒル上白根１棟111号
債務者　三砂　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０５号
横浜市南区弘明寺町字山下286番地　レオパレス21銀豊101
債務者　寺内　康展
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１１号
横浜市中区本牧満坂13番地23　レオネクスト満坂Ⅱ102号室
債務者　高橋　知裕
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１２号
横浜市旭区本宿町21番地２　ハイツマープル201号
債務者　塚田　直人
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０５号
東京都あきる野市平沢708番地２エスポワール・Ｋ203号
債務者　木暮　友香
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３８号
愛知県豊川市為当町尻無30番地の１　ドゥ・フラーモⅡ棟201号
債務者　小田　由貴（旧姓村上・近田）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部